

平成28年3月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成28年2月16日 開会

平成28年2月16日 閉会

平成28年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成28年2月16日（火）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 議案の上程

議案第 1 号 平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算
について

議案第 2 号 平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふる
さと市町村圏事業特別会計予算について

議案第 3 号 平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物
処理事業特別会計予算について

議案第 4 号 平成27年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物
処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第 5 号 東総地区広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定に
ついて

議案第 6 号 東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の
制定について

議案第 7 号 東総地区広域市町村圏事務組合法務嘱託員の任用等に
関する条例の制定について

議案第 8 号 東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会
条例の制定について

議案第 9 号 東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設建設運営
事業者選定委員会条例の制定について

- 議案第 1 0 号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護
審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況
の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のも
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 議案質疑

日程第 8 一般質問

日程第 9 討論、採決

追加日程第 1 議案の上程

- 議案第 1 6 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定について

追加日程第 2 提案理由の説明

追加日程第 3 議案質疑

追加日程第 4 討論、採決

日程第 10 閉 会

出席議員（8名）

1番	石上允康君	2番	鎌倉金君
3番	釜谷藤男君	4番	平野忠作君
5番	島田和雄君	6番	伊藤保君
7番	栗田剛一君	8番	荻谷進一君

欠席議員（1名）

9番 浅野勝義君

説明のため出席した者

管理者	明智忠直君
副管理者	太田安規君
副管理者	越川信一君
事務局長	鈴木浩昌君
会計管理者	高木松夫君
施設整備課長	嶋作勝也君
施設整備課主査	宮内雄治君
施設整備課主査	江波戸英樹君
総務課副主査	石毛好美君

事務局出席者

書	記	相澤	薫
書	記	小澤	隆

○事務局長（鈴木浩昌君） 皆さま大変お疲れさまでございます。事務局長鈴木でございます。それでは、会議の前に、配付資料の確認等をさせていただきます。

本日の議事日程、議案第1号から第15号及び参考資料として条例改正の新旧対照表を事前に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

また、本日、席次表、説明者一覧、一般質問一覧、参考資料の1として処分場の計画平面図、参考資料2として、行政不服審査法改正に伴う組合条例の整備について、を配付させていただきましたが、ございますでしょうか。

次に、新しく旭市の平野議長が組合議員となられましたので、事務局職員をご紹介します。

（事務局職員の紹介）

開 会（午後2時00分）

○議長（石上允康君） ただいまから、平成28年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会します。ただいまの出席議員は、8名でございます。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

議席の指定

○議長（石上允康君） 日程第2、議席の指定であります。ここで、新しく当事務組合議会議員になられた方を、ご紹介いたします。

旭市選出の平野忠作議員

○平野忠作君 旭市市議会議長の平野忠作と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（石上允康君） 以上であります。

議席は、匝瑳市議会会議規則第4条第1項の規定を準用し、ただいまご着席のとおり指定いたします。

議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。

会期の決定

○議長（石上允康君） 日程第3、会期の決定であります。本日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(石上允康君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。

会議録署名議員の指名

○議長(石上允康君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行ないます。

匠瑳市議会会議規則第88条の規定を準用し、議長において、釜谷藤男議員、平野忠作議員の両名を指名いたします。

議案の上程

○議長(石上允康君) 管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第15号までの15議案であります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(石上允康君) 配付漏れなしと認めます。

日程第5、議案第1号から議案第15号までの15議案を、一括上程いたします。

職員により、議案の朗読をいたします。

○書記(相澤薫) それでは、議案を朗読いたします。

議案第1号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について

議案第3号、平成28年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第4号、平成27年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第5号、東総地区広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について

議案第6号、東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定について

議案第7号、東総地区広域市町村圏事務組合法務嘱託員の任用等に関する条例の制定について

議案第8号、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会条例の制定について

議案第 9 号、東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会条例の制定について

議案第 10 号、東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号、東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号、東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号、東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号、東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて

以上でございます。

提案理由の説明

○議長（石上允康君） 議案の朗読は終わりました。

管理者から、あいさつを兼ねまして、議案第 1 号から議案第 15 号について提案理由の説明を求めます。

○議長（石上允康君） 管理者

○管理者（明智忠直君） 本日ここに、平成 28 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

当組合も皆様方のご理解とご指導をいただき、各種事業を展開しておりますが、ここで、当組合の近況についてご報告させていただきます。

まず銚子連絡道路について申し上げます。

現在は、横芝光町から匝瑳市間の約 5 キロメートルの内、横芝光町側から 1.2 キロメートル。また、飯岡バイパスから銚子市三崎町間の約 6 キロメートルの内、飯岡バイパス側から 3 キロメートルの部分開通を目指し、整備を進めていると千葉県より聞

いております。

今後も地域の活性化・地場産業の発展を目指し、皆様方のご協力のもと、全線開通へ向け、要望活動等を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、職員共同研修の実績でございますが、新任職員研修、管理監督者研修等 8 課程を実施し、修了者は延 331 名となりました。

続きまして、職員採用試験の実績でございますが、昨年 9 月 20 日に銚子市立銚子高校を会場に、構成市を含む 5 団体により合同職員採用試験を実施いたしました。

一般行政職上級等 13 職種の募集に対し、応募総数 362 名、当日受験者数 312 名の中から、採用予定者名簿登載者数 63 名という結果でございました。

続きまして、ごみ処理広域化推進事業についてご報告いたします。

広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場については、平成 33 年度の同時稼働に向けて施設整備を進めております。

銚子市野尻町の焼却施設建設計画地につきましては、今年度、千葉県条例に基づく環境影響評価において現地調査を実施しており、今後、調査結果が纏まりしだい準備書を作成し、公告、縦覧などの手続きを進めて行く予定です。

また、焼却施設の建設、運営に係る事業方式については、民間活力導入可能性調査結果のとおり、最も経済性に優れた公設民営方式いわゆる DBO 方式により事業を実施する方針を決定しました。そのため、平成 28 年度予算案に公設民営方式を前提とした要求水準書の作成等を行う事業者選定アドバイザー業務委託料を計上しております。

銚子市森戸町の最終処分場計画地につきましては、昨年 11 月に全員協議会でご報告させていただいたように、当初の計画地を一部変更し、変更後の計画地について、生活環境影響調査、測量調査及び地質調査を進めております。これらの調査と並行して施設の基本計画や事業方式などの検討を実施しており、今後、計画などがまとまり次第、改めて組合議会に報告させていただきたいと考えております。

これまでにご説明させていただいたように、平成 32 年度までに実施する事業については、震災復興事業に該当することから、ごみ処理施設の整備に対する通常の交付金である 循環型社会形成推進交付金に加え、震災復興特別交付税が措置されるため、

組合の実質的な負担が非常に軽減されます。そのため、事業を出来る限り前倒しして進めたいことから、これまで平成 29 年度に予定していた地元町内との最終協定のうち、施設建設に係る基本的な合意については、平成 28 年度中にさせていただきたい旨を説明し、ご理解をいただくことができました。

今後、地元町内との間で具体的な貢献策を含めた協議を進めていくこととなりますので、協議の状況を適宜、組合議会にご報告させていただきたいと考えております。平成 32 年度までに施設を完成させるためには、平成 30 年度に施設建設に着手する必要がありますが、これからの 2 年間で非常に重要な期間となることから、事業の円滑な推進に向け、ご理解ご協力を賜われますよう、よろしくお願いいたします。

以上、近況をご報告させていただきました。今後も銚子市・旭市・匝瑳市の連携を深め、共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展・振興を目指してまいりたいと思っておりますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

続いて、本議会に提案いたしました、各議案の提案理由を申し上げます。

本日、ご審議いただく議案は 15 件でございます。

議案第 1 号は、平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,939 万 5 千円と定めるもので、平成 27 年度と比較し 128 万 7 千円の増額となっております。

議案第 2 号は、平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,184 万円と定めるもので、平成 27 年度と比較し、3 万 5,000 円の増額となっております。

議案第 3 号は、平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,250 万円と定めるもので、平成 27 年度と比較し 2,350 万円の増額となっております。

議案第 4 号は、平成 27 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,160 万円を減額し、予算の総額を 1 億 3,740 万円とするものであります。

議案第 5 号は、東総地区広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定についてでありまして、住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、

暴力団の排除に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 6 号は、東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定についてでありまして、行政不服審査法の改正に伴い、新たに設置することとされた行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 7 号は、東総地区広域市町村圏事務組合法務嘱託員の任用等に関する条例の制定について、でありまして行政不服審査法の改正により、新たに審理員による審理手続きが導入されたことに伴い、法務嘱託員の任用等について定めるものであります。

議案第 8 号は、東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会条例の制定についてでありまして、ごみ処理広域化に伴うごみ分別等の統一を協議・検討するため設置する廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 9 号は、東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会条例の制定についてでありまして、広域ごみ焼却施設の建設及び運営に係る事業者を選定するため、ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第 10 号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 11 号 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 12 号 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、の 3 議案につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、異議申し立てが廃止され 審査請求に統一されること等について、改正を行うものです。

議案第 13 号は、東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公務員法および行政不服審査法の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号は、東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、議案第 6 号から議案第 9 号の附属機関の委員等の報酬等を定めるため所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、専決処分承認を求めることについてでありまして、物損事故によ

る損害賠償につき、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求め
るものです。

以上、議案第 1 号から第 15 号まで提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につ
きましては事務局より説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いた
だきますようお願い申し上げます。

○議長（石上允康君） 続いて、議案第 1 号から議案第 15 号について補足説明をさせ
ます。

○議長（石上允康君） 事務局長。

○事務局長（鈴木浩昌君） 議案第 1 号平成 28 年度一般会計予算について補足してご
説明いたします。

お手元の平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の 3 ページをお開き下さ
い。この一般会計予算でございますが、議会費、事務局長・総務課職員の人件費、庁
舎管理費、職員採用試験合同実施事業費、監査委員費等を計上しております。

第 1 条は歳入歳出予算の総額を 4,939 万 5 千円と定め、第 2 条は、一時借入金の
限度額を 100 万円と定めるものでございます。

4 ページから 5 ページは、第 1 表の歳入歳出予算でございます。これらの内容につ
きましては、11 ページ以降の事項別明細書でご説明いたします。

それでは、11 ページをお開きください。

はじめに、歳入予算でございます。1 款 1 項 1 目総務費負担金は、構成 3 市の
負担金で、前年度と比較して 38 万 6 千円の減の 4,669 万 2 千円でございます。

この負担金は、負担金条例に基づき均等割を 30 パーセント、人口割を 70 パーセン
トで算出しております。

構成 3 市の内訳は、銚子市が前年度と比較して 14 万 5 千円減の 1,748 万 3 千円、
旭市が 14 万 3 千円減の 1,727 万 3 千円、匝瑳市が 9 万 8 千円減の 1,193 万 6 千円
でございます。

2 款 1 項 1 目 繰越金は、前年度と比較して 167 万 3 千円増の 267 万 3 千円 でご
ざいます。

3 款 1 項 1 目 雑入 3 万円は、前年度と同額で、職員採用試験に参加する一部事務

組合の参加費を見込んでおります。

以上、歳入合計は、4,939万5千円で、前年度と比較して128万7千円の増でございます。

12ページをお開きください。歳出の主な事項をご説明いたします。

1款 議会費は、46万7千円で、前年度と比較して、16万7千円の増でございます。増額の理由でございますが、隔年で実施している組合議会視察研修に係る経費として、バスの借上げ料などを計上したことによるものでございます。

2款総務費は、4,792万8千円で、前年度と比較して112万円の増でございます。増額の主な内容は、事務局長及び総務課職員人件費等が給与改定、定期昇給等を反映し75万4千円の増、公用車の車検費用が15万4千円の増、庁用備品購入費が23万7千円の増でございます。

1項1目 一般管理費の2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、事務局長及び総務課職員、計5人分の人件費等で4,237万2千円でございます。

13ページをご覧ください。

11節 需用費169万1千円は、消耗品費、光熱水費、修繕料等でございます。

13節 委託料131万円は、職員の定期健康診断や浄化槽管理、庁舎警備等の委託経費でございます。18節 備品購入費26万2千円は、パソコン、掃除機及びシュレッダーの庁用備品の購入費でございます。19節 負担金、補助及び交付金52万8千円は、千葉県市町村総合事務組合が共同処理を行っている公平委員会や非常勤職員公務災害補償、及び職員採用試験に係る負担金等を計上しております。

14ページをお開きください。

2目 企画費は70万2千円で、その内、需用費64万8千円は、組合広報紙ふるさと東総の印刷費でございます。3款 予備費は、前年度と同額の100万円を計上しております。

以上、歳出合計は、4,939万5千円で、前年度と比較して、128万7千円の増でございます。

15ページは、正副管理者、組合議会議員及び監査委員の給与費明細書でございます。

16ページから21ページは、事務局長及び総務課職員5人分の給与費明細書、及び増減額の明細等でございます。

次に、25 ページをお開き下さい。

東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算でございます。この特別会計は、東総地区ふるさと市町村圏基金を財源として、職員共同研修、中学生海外派遣研修、銚子連絡道路整備促進事業の経費を計上してございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1,184万円と定めるものでございます。

33 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 利子および配当金 4 万 4 千円は、基金の運用利子でございます。

2 款 1 項 1 目 ふるさと市町村圏基金繰入金の 817 万 5 千円は、前年度と比較して 65 万 6 千円の減で、各事業費に充てるために、基金を取り崩すものでございます。

3 款 1 項 1 目 繰越金 182 万 1 千円は、前年度と比較して 69 万 6 千円の増でございます。

4 款 1 項 1 目 雑入 180 万円は、中学生海外派遣研修の参加者負担金で、前年度と同額でございます。

以上歳入合計は1,184万円の前年度と比較して3万5千円の増でございます。

34 ページをご覧下さい。

歳出の主な事項をご説明いたします。

1 款 総務費は、1,164 万円で、前年度と比較して 3 万 5 千円の増でございます。

1 款 1 項 1 目 ふるさと振興費 9 節 旅費の 758 万 4 千円は、中学生海外派遣研修及び職員共同研修講師等に係る旅費でございます。

12 節 役務費の保険料 25 万 1 千円は、前年度と比較して 6 万 6 千円の増でございます。これは、中学生海外派遣研修に係る旅行保険の補償限度額を見直したことによる増でございます。

13 節 委託料 249 万 2 千円は、職員共同研修の講座を民間事業者へ委託する経費でございます。

19 節 負担金、補助及び交付金 76 万円は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金でございます。なお、28 年度の銚子連絡道路整備促進地区大会は銚子市での開催を予定しております。

以上、歳出合計は、1,184 万円で前年度と比較して 3 万 5 千円の増でございます。

37 ページをお開きください。

一般廃棄物処理事業特別会計でございます。この特別会計は、施設整備課の職員人件費、及びごみ処理広域化推進事業等に係る経費を計上しております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1億8,250万円と定め、第2条は、債務負担行為の事項、期間及び限度額を、第3条は、一時借入金の限度額を100万円と定めるものでございます。

45ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項1目衛生費負担金1億5,370万円は、前年度と比較して4,072万7千円の増でございます。構成3市の負担割合は、均等割20%、人口割40%、ごみ処理量割40%で算出しております。構成3市の内訳は、銚子市が前年度と比較して1,655万円増の6,420万3千円、旭市が1,518万円増の5,592万9千円、匝瑳市が899万7千円増の3,356万8千円でございます。

2款1項1目衛生費国庫補助金2,828万9千円は、循環型社会形成推進交付金で、前年度と比較して1,672万1千円の減でございます。減額の理由でございますが、国の交付金は概算交付であり、翌年度に清算手続きをとることとしております。繰越分を含めた27年度に交付される概算交付額が約1,400万円ほど過大交付となる見込みであるため、28年度予算で過大交付分を相殺し予算計上いたしました。

3款1項1目繰越金51万円は、前年度と比較して50万6千円の減でございます。

4款1項1目雑入1千円は、開示文書交付収入を見込んでおります。以上、歳入合計は、1億8,250万円で、前年度と比較して、2,350万円の増でございます。

46 ページをお開きください。

歳出の主な内容についてご説明いたします。

1款1項1目清掃総務費6,133万9千円は、前年度と比較して、1,791万2千円の増でございます。増額の主な内容は、ごみ処理広域化推進事業に係る業務量の増加が見込まれることから、施設整備課職員を5名から7名に増員するものでございます。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、施設整備課職員、7名分の人件費等で前年度と比較し、1,792万3千円の増でございます。

1款1項2目施設建設費1億2,052万円は、ごみ処理広域化推進事業に係る経費で、前年度と比較して545万7千円の増でございます。

1 節報酬及び 9 節旅費の費用弁償分は、廃棄物減量等推進審議会及びごみ焼却施設建設・運営事業者選定委員会に係る委員の報酬及び旅費でございます。詳細につきましては、議案第 8 号、第 9 号でご説明いたします。

47 ページをご覧ください。

12 節役務費の手数料 270 万 4 千円は、ごみ焼却施設及び最終処分場計画地の不動産鑑定料でございます。今後、建設への地元合意が得られた上で、地権者との用地交渉に当たってまいりたいと考えております。

13 節委託料は、1 億 1,123 万 5 千円で、前年度と比較して、238 万円の増でございます。

最初に、広域ごみ焼却施設建設に係る基本計画等総合支援業務は、平成 26 年度から 29 年度までの 4 年契約で、環境影響評価調査や施設の基本計画等を実施するものでございます。28 年度は、環境アセスの現地調査を踏まえた準備書の作成や、銚子市の都市計画変更に係る都市計画図などの関係申請書類を作成するものでございます。

次に、広域ごみ焼却施設建設及び運営事業者選定アドバイザー業務でございます。こちらは、施設の建設及び運営に係る事業者の選定方法や要求水準書の作成、事業者選定委員会の運営、契約締結など、民間コンサルタントの支援を受け実施するものでございます。

40 ページをお開きください。

債務負担行為の限度額を定めるものでございます。この業務につきましては、期間は平成 28 年度から 29 年度の 2 か年で債務負担行為限度額は、1,728 万円でございます。

47 ページの委託料に戻ります。

広域ごみ焼却施設建設計画地井水調査業務でございますが、焼却炉の温度調整や排気ガスの冷却などに使用する工場用水として地下水を利用する必要があるため、水量や水質などを調査するものでございます。

次に、広域最終処分場建設に係る基本計画等総合支援業務でございます。平成 27 年度からの 2 年契約で、生活環境影響調査、施設の基本計画、及び基本設計を実施するものでございます。28 年度は、引き続き生活環境影響調査を実施するとともに、施設の

図面作成や積算額を算出する基本設計に取り掛るものでございます。

次に、広域最終処分場建設計画地電気探査業務でございます、こちらは計画地の地下水の流れを正確に把握し、施設稼働後の地下水を観測するための井戸の設置場所を確定するために実施するものでございます。

次に、広域最終処分場建設計画地等測量調査業務でございます。お手元に本日配付いたしました参考資料の 1、計画平面図をご覧いただきたいと思っております。建設計画地の一部変更に伴いまして新たに計画地となった土地の一部に近隣神社名義の土地がございます。神社側からは同等地との交換を要望されていることから、計画地に隣接する代替地の測量を実施するものでございます。

続きまして、14 節使用料及び賃借料の 137 万円は、地元町内会等の先進施設見学に係るバス借上料や施設整備課の公用車 2 台分の借上料等でございます。

19 節負担金、補助及び交付金の 234 万円は、野尻町地区、森戸町地区の地元町内会に対する補助金でございます。

以上、歳出合計は、1 億 8,250 万円で、前年度と比較して、2,350 万円の増でございます。

48 ページをお開きください。

このページは、廃棄物減量等推進審議会委員及びごみ焼却施設建設・運営事業者選定委員会委員の給与費明細書でございます。

49 ページから 54 ページは、施設整備課職員 7 人分の給与費明細書、増減額の明細等でございます。

55 ページをお開き下さい。債務負担行為に関する調書で、債務負担の支出が 28 年度以降にわたるものについての支出予定額を記載しております。

当初予算の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号平成27年度一般廃棄物処理事業特別会計の補正予算について、ご説明いたします。

別冊の平成27年度東総地区広域市町村圏事務組合補正予算書の3ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,160 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,740 万円と定めるものでございます。

8 ページをお開きください。はじめに、歳入でございますが、

1 款 1 項 1 目衛生費負担金の補正額は、2,887 万 5 千円の減額で、補正後の予算額は 8,409 万 8 千円でございます。

構成 3 市の負担金の内訳は、銚子市は 1,205 万 1 千円の減で、補正後の額は 3,560 万 2 千円、旭市は 1,049 万 2 千円の減で、補正後の額は 3,025 万 7 千円、匝瑳市は 633 万 2 千円の減で、補正後の額は 1,823 万 9 千円でございます。

2 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金は、国の循環型社会形成推進交付金でございますが、補正額は、1,262 万 7 千円の減額で、補正後の予算額は 3,238 万 3 千円でございます。減額の理由でございますが、平成 26 年度に交付を受けた交付金が概算額であり、過大交付分を 27 年度予算において相殺するものでございます。

3 款 1 項 1 目繰越金は、前年度の決算を踏まえ、1,990 万 2 千円を増額し、補正後の予算額は 2,091 万 8 千円でございます。

9 ページをご覧下さい。

歳出でございますが、1 款衛生費は、2,160 万円の減額で、補正後の額は、1 億 3,689 万円でございます。補正の内容は、2 目施設建設費 13 節委託料に計上しました最終処分場基本計画等総合支援業務の 2,160 万円を全額減額するものでございます。減額の理由でございますが、当該業務委託は、27 年度からの 2 年契約でございますが、27 年度執行分は 26 年度からの繰越予算内で対応ができたために全額不用となったものでございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

次に、議案第5号東総地区広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について、補足して説明いたします。

暴力団排除条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、組合、事業者の責務を明らかにし、暴力団の排除に関する事項を定めるものでございます。既に千葉県においては、平成23年9月に、県内市町村でも平成25年1月をもって、全て施行されているところでございますが、当組合では未整備であったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第6号東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定及び議案第7号東総地区広域市町村圏事務組合法務嘱託員の任用等に関する条例の制定で

ございます。

こちらは、お手元に配付いたしました参考資料の2、行政不服審査法改正に伴う組
合条例の整備に改正の概要をまとめさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思
います。

改正行政不服審査法は、平成28年4月1日に施行され、法第9条第1項の規定では審査
請求があった場合は、審査庁に所属する職員から審理員を指名し、その者に審理手続
を行うこととされ、また、法第81条第1項または第2項の規定で、地方自治体に執行機
関の附属機関を置くこととされました。そのため、当組合において、その組織及び運
営に関し必要事項を定めるものでございます。

主な改正点でございますが、不服申し立て構造の見直しといたしまして、処分庁へ
の異議申し立て手続きは廃止され、審査庁への審査請求に一元化されること。次に公
正性の向上といたしまして、審理員による審理手続きや第三者機関への諮問手続きが
導入されること。また、使いやすさの向上として審査請求をすることができる期間を
現行の60日を3カ月に延長すること等が挙げられます。

議案第6号の行政不服審査会条例でございますが、まず、本文第2条でございます。

行政不服審査会の設置に関する事項でございますが、法第81条第2項の規定では、こ
れまでの不服申し立ての状況等を鑑み、条例で定めるところにより事件ごとに審査会を
置くことができるとしております。当組合の所掌事務には許認可等の事務はなく、こ
れまでも不服申し立てがないことから、事件が発生した際に設置し、審議終了後に廃
止と定めるものでございます。

第3条の組織ですが、合議による意思決定をするため、委員数を5名以内と定めるも
のでございます。

第4条の委員は、法律又は行政に優れた識見を有する者を管理者が委嘱すると定める
ものでございます。

次に、議案第7号の法務嘱託員の任用等に関する条例でございますが、審理員は、
審査庁に所属する職員のうちから指名すると規定されていますが、当組合は小規模団
体のため、処分に関与しない職員はないと想定されることから、審理の公正性の確保
の観点から、審理手続きを行う審理員を必要に応じて管理者が法務嘱託員として任用
できるよう、必要事項を条例で定めるものでございます。

第2条では、法務嘱託員の任用の規定を、第3条では、その身分を地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職と規定し、第5条では、守秘義務を規定するものでございます。

次に、議案第8号東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会条例の制定でございます。

この審議会は、ごみ処理広域化に伴うごみの減量化や分別等の統一を協議・検討するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項及び第2項の規定により、附属機関を設置し、その組織及び運営に関して必要事項を定めるものでございます。

第2条では、審議会の所掌事務を、一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること、一般廃棄物の分別区分に関すること、ごみ処理手数料に関すること等と定めるものでございます。

第3条では、審議会委員は、学識経験者、公的団体等、関係市環境担当課長、その他管理者が特に必要と認める者で、15名以内で構成と定めるものでございます。

次に、議案第9号東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設建設運営事業者選定委員会条例の制定でございます。

この委員会は、広域ごみ焼却施設の建設及び運営に係る事業者を公平かつ適正に選定するために、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員会の所掌事務として、事業者の選定基準に関すること、事業者による提案書その他資料の審査に関すること、優秀提案者の選定に関すること等と規定するものでございます。

第3条は、委員は、学識経験者及びその他管理者が特に必要と認める者で、7名以内で構成するものと規定するものでございます。

次に、議案第10号から第14号まででございます。事前に配付いたしました、条例案新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと思います。

○8番（荻谷進一君） 議長、説明の途中ですけど、印刷してあるものですから読まなくてもいいと思うんですよ。十分説明は尽くされていますから、議長のお取り計らいを願います。

○議長（石上允康君） 説明は、簡潔に願います。

○事務局長（鈴木浩昌君） はい、先ほど申し上げました議案第10号から14号でございま

すが、行政不服審査法の改正や地方公務員法の改正に伴い、文言の整理等を行うものでございます。

また、議案第14号につきましては、審議会委員等の報酬の額をそれぞれ定めるものでございます。

最後に、議案第15号でございます。専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

事故の概要でございますが、平成27年11月18日、午前10時ごろ銚子市森戸町内の路上におきまして、道路左側に寄せて停車しておりました公用車を発進する際、後方を十分確認しなかったため、直進してきた相手方車両が公用車との追突を避け、右の雑種地に突進し、相手方車両が損傷したものでございます。なお、双方に怪我人はございませんでした。和解の条件でございますが、過失割合は組合9割、相手方1割で、損害賠償額、20万212円を相手方にお支払いし、これ以外の債権・債務のないことを相互に確認するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（石上允康君） 提案理由の説明は終わりました。

議案質疑

○議長（石上允康君） 日程第7、議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第15号までの15議案を順次議題といたします。

質疑を行う前に予め申し添えます。質疑回数は、再々質問までとなっております。

また、質疑については、議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

○議長（石上允康君） 議案第1号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について、質疑ありませんか。

荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 47ページの委託料について確認したいのですが、これらは入札を順次行っていると思いますが、1点目として、前回も入札の時に業者が2社しか無かった訳ですが、現状、そのようなことが無いのか、また、価格についても入札価格の基準に対して適正価格で落札しているのか、入札について確認をしたいと思います。

2点目として、井戸の水量を量るということで、委託業務を出しているということは、井戸水を日量どの位使うか把握しているんですよね。どの位使うのか確認。何立方メートルなのかお知らせいただきたいと思います。

それからもう一つ、電気の探査業務がありますが、これは、最終処分場の近くに送電線が来ているので送電線対応になる可能性も無いとは言えないが、その辺どのように考えているのか。そのための設置電気なのか。

それから、19節の負担金補助及び交付金についてですが、野尻町の1地区が負担金をいただいて無いと思うが、その後、どうなっているのか。森戸地区についても17万6千円支払っているが、最終的に設置するまで支払うのか。また、後で申し上げますが、地元貢献策を決定して、それを交付するまで支払うのか。5点についてお願いします。

○議長（石上允康君） 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） まず、委託料の入札の状況でございますが、落札率等の今年度の状況について、手元に資料がございませんが、来年度については、競争が原則ですが、例えばアドバイザー業務につきましても、公募プロポといった方法になろうかと思っております。ただ、原則としてほぼ全ての業務が競争入札ということになると思っております。

井戸の水量でございますが、今後、施設の詳細な設計ができまないと、何立方メートルと言うのは難しいのですが、例えば銚子市の清掃センターですと水道料金が月に数百万円程度かかっていますので、その倍の施設でございますと、大分水量が見込まれますので、井戸の調査をするものでございます。

次に、電気の探査でございますが、実は最終処分場の電気の探査で、計画地の中で分水嶺、水がどちら側に流れるかという、丁度、境が地形的に見込まれるということで、観測の井戸を後々に設置する場合に、観測井戸は基本的に上流と下流の2箇所で作

ればいいんですが、真ん中に分水嶺がありますと反対側の下流にも設置しなければならないということで、合計3箇所設置しなければならない可能性があります。そこで、分水嶺を調査するための処分場の電気探査と言うことです。

最後に負担金でございますが、野尻町地区の小船木町地区の町内が補助金を受給されていませんでしたが、今年に入って受給してくださることになりました。今、申請が終わり交付したところでございます。一方、森戸の方は、まだ、受給いただけていない状況です。

何時までかというご質問ですが、今のところ施設の建設までということで基本協定に謳っております。

○議長（石上允康君） 他に質疑はありますか。

荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 2回目の質問をします。まず、これから行う入札ですが、先ほど公募プロポと言いましたよね。と言うことは、ある程度値段を決めている訳ですよ。私が言いたいのは、その値段、誰が決めるのか。はっきり言って難しいよね。コンサルが決めた値段でも困るし、その辺どのように行うのか、方針を聞かせてください。1点目。答えられなかったら後でも結構です。慎重にやっていただきたいがため、これは、嚴重に検討していただきたいと思っております。

それから、水の量ですけども計画が出来ている時点で、大体どの位の水を使うか分かっている訳ですよ。本来なら分っているはず。これを今の段階で分らないのはダメ、勉強不足。きちっと対応するようにしてください。答弁は結構です。きちっとやっていただかないと、今後の対応に疑問を生ずると思しますので、公共に使用する電気、水。井戸なんですけど、私も銚子の人間ではないものですから、銚子の方の意見は判りませんが、畑で水を使う場合に30メートル、40メートル井戸を掘って分水してると思うんですよ。大量に水を吸い上げると近隣の大体半径2キロメートル位の所まで引っ張ってしまうんですよ。そのようなことが懸念されると思うが、考えているのか。それとも今回、調査して近隣の農業者の方々との調和も取っていただかないと。ただ、地区民だけ了解いただければ良いと言う訳ではないと思うんですよ。特に銚子の場合は、農業従事者、それから、下の方は関係ないと思うんですけど、近隣の漁業従事者に対しても、きちっと説明をしていただいて、後々問題にならないようにしていただきたいと思っておりますが、その辺、如何でしょうか。2点目。

○議長（石上允康君） 荻谷議員の再質問に対する答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 公募プロポにつきましては、厳正な方針で行きたいと考えております。井戸の関係でございますが、予定しているのが 80 メートルほど掘削し、水質や水量を検査いたします。その地下水が使えるかどうかの調査でございます。使えるようでしたら、近隣の住民の皆様にご説明申し上げ、判断して行きたいと考えております。

○8番（苅谷進一君） 最後の質問をします。入札の件は、きちっとですね、例えば内部から聞かれた場合、こういう理由でこうだからこの価格にしました。それに対し、入札を行いましたというのを明確にしてください。その件に関しては、正副管理者 3 人が解るように説明したうえで行ってくださいね。我々が入る所ではありませんから。管理者の責任で行う訳ですから、その辺は十分注意していただきたいと思えます。

それから、80 メートルとおっしゃいましたが、単純に等高線を見ると 40 メートル位だと思うんですよ、最終処分場の上の等高線の平均が 40 メートル位、その下マイナス 23~4、高低差が 20 メートルしかないですよ。今、80 メートル掘ると言いましたよね。80 メートルといたら利根川の下の方まで掘って行くわけですよ。そう言う解釈で行えば心配は無いと思うんですが、何れにしてもその辺は慎重に、近隣の産業従事者との調整を図ってもらってから最終判断をしてもらいたいと思えます。最後にその辺の確認をお願いします。

○議長（石上允康君） 苅谷議員の再々質問に対する答弁を求めます。

施設整備課長。

○施設整備課長（鴨作勝也君） 申し訳ございません。今、80 メートルと申し上げましたのは、焼却施設、野尻の高台のことでございます。

○8番（苅谷進一君） あっちも大体そんな感じでしょう。

○施設整備課長（鴨作勝也君） その辺はご指摘を十分踏まえて慎重に進めて行きたいと思えます。

○議長（石上允康君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 4 号について、質疑ありませんか。

苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 先ほど国庫補助に関しての循環型社会形成推進交付金の計算上、最終処分場計画地の委託料 2,160 万円を減額すると言いましたよね。その減額した金額の取り扱いはどのようになるのか。

○議長（石上允康君） 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） まず、26年度でございますが、国からの交付金を約1,200万円ほど多く受けております。それを、27年度に本来もらえる金額から差し引いて国からいただく流れでございます。まだ、今年度分は交付されておられません。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） 詳しいことは解らないが、交付された金だから返さないで、財調のように貯めることは出来ないのか。

○議長（石上允康君） 荻谷議員の再質問に対する答弁を求めます。

事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 既に交付されたものにつきましては、昨年、決算という形でやらせていただきまして、元々25年度からの繰越分に対しての歳入でございました。その1,200万円多かった分を27年度に交付される分から差し引かれて国から交付されるということです。

○議長（石上允康君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について、質疑ありませんか。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） この後、議案第5号から14号まで条例制定等についてですが、事務局に確認したいんですが、組合の例規集はあるのか。皆さん議会中、例規集を持って対応している訳だが、今回のような大きな問題が出て来るように、例規もどんどん改正になっている。はっきり言って、追いついて無い訳だ、現状の組合の例規に対して、今回やっている事業が追いついて無い訳ですよ。基本的な例規集を我々も確認すべきなんですよ。それが1回も見ただことない。組合議員に例規集を配付すべきだと思うんですよ。これから5年間、大きな事業を実施していく訳だから、携わった議員それから、帰って各議会に説明するにあたり例規集と本日の資料を基にきちっとやるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（石上允康君） 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 条例等の例規集でございますが、一般の方にもご覧いただけるように組合のホームページに掲載してございます。また、組合議員の皆様方には

これまで例規集を配ったことは無かろうかと思えます。用意いたしまして、後日郵送等でお送りしたいと思えます。以上でございます。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 議長にお願いいたしますが、例規集については一度、全組合議員に配付していただいて、数は少し余分に持っていないと、今後、各市町村の担当課にも配付した方がよろしいかと思えます。各市においても議会等で質問等の場合に組合の例規が必要となりますので、早急なる手配をしていただければと思えますが、議長よろしくお願ひします。

○議長（石上允康君） 苅谷議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 配付させていただきます。

○議長（石上允康君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 12 号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第 13 号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第 14 号について、質疑ありませんか。

○議長(石上允康君) 荻谷議員

○8番(荻谷進一君) 確認ですが、法務嘱託員の報酬が日額 1 万円以内と書いてあるが、弁護士等をいうのか。

○議長(石上允康君) 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長

○事務局長(鈴木浩昌君) 法務嘱託員でございますが、審査庁の中から基本は職員を指名して対応させることになっております。うちの場合は、現処分に全員関与してしまうということで、法務嘱託員として採用し、審理手続きを行わせることを想定しております。弁護士等となりますと、審査会は識見者として弁護士も想定しておりますが、あくまでも法務嘱託員につきましては、市の法務担当課長を経験されたOB職員等にお願いしたいと考えております。

○議長(石上允康君) 荻谷議員

○8番(荻谷進一君) 現職でなくOB職員、例えば総務課長等を考えているのですか、それとも職員の中で詳しい者が居れば職員の給料とは別途支払うのですか。

○議長(石上允康君) 荻谷議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長

○事務局長(鈴木浩昌君) 仮に、職員の中に現処分に関与しない者が居れば、その者を指名して事務を行うことは可能でございますが、報酬は発生しません。

○議長(石上允康君) 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第 15 号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

一般質問

○議長（石上允康君） 続きまして、日程第8 一般質問を行います。

予め申し添えます。

一般質問の発言時間は答弁時間を含めて60分となっておりますので、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いします。

それでは、通告により質問を許します。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） 広域議会ですので、細かいことは省きまして具体的な質問の主旨のみといたします。何れにしましてもこの事業が平成32年度まで、管理者のあいさつにもありましたが、特交を使って必ずしも完成させなければならないということですので、事務局並びに施設整備課並びに管理者等が気づかない所を我々議員が提案して行き、お互い相互理解をもって事業を進めて行きたいと思っておりますので、質問させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは先ず焼却施設についてお伺いします。

一般の開発行為という言葉がありますが、これは広域の面積における施設または道路を設置する場合に3,000平方メートル以上は県の許可が必要でございます。それに伴う今回の面積は、両方とも3,000平方メートルを超えております。これに対する開発行為が必要であると私は思いますが、例えば私どもの市でいうと公園を造ったりするときに開発行為は必要であります。今回の施設は、開発行為は必要ないのか確認をさせていただきます。また、開発行為に伴って近隣土地所有者、いわゆる直接隣接者に対して同意をいただかなければならないのが一般的な通念でございますが、その点につきましてどう考えているのか、現状についてご報告させていただきたいと思っております。

次に、先般の全員協議会等でも申し上げましたが、用地取得に関しましては、先ほど説明で一部ございましたが、用地交渉して行きますと。それについて先行取得して行った方が良いのではないかと私は申し上げております。その点につきまして、現状において先行取得。纏まった所からどんどんやって行くべきではないかと申し上げておりますが、その辺どう捉えているのか、ご回答いただきたいと思います。

次に、平成28年度に実施する事業者選定アドバイザー業務の中で、事業者選定委員会を設置するものであると、私は理解するものであります。先ほども予算の中にそのように明記されておりました。その委員の構成についてどの様に考えているのか。私は議会の中で議員も入れた方が良いんじゃないかというご提案をさせていただ

た訳であります、その辺もいろいろ管理者含めて、意見があると思います。それは、さて置いたとしても、どの様な選定方式、どの様な人物を選定されるのかが重要な問題になると私は捉えるところでございます。その点につきまして、ご説明をいただきたいと思ひます。

次に、焼却施設の近隣住民からいわゆる近隣住民が一番多いと思ひますが、何かあった場合に、3市の住民から事業方式に対しての住民監査請求など意見があった場合は、どの様に対処するつもりでおられるのか、ご意見をお聴きしたいと思ひます。

次に、焼却に関してですが、リサイクルの方針をどの様に考えているのか。何故かといいますと、何でもかんでも燃せばいいというものではございません。燃したら燃しただけ焼却施設は傷みます。ですから、なるべく分別し、リサイクルできるものはリサイクルして行くことが必要であると私は思っているところであります。そこで、今回、このリサイクルの方針について何が聴きたいかといいますと、今まで3市に関連している事業者がいる訳ですね、事業者も各市と協議をしながら今まで何十年という形でリサイクルについて事業形成している訳です。ところが、今回この施設が出来ることで、どういう形にリサイクルの方針になるのかが、事業者にしてみると不安要素を持っている訳です。その事業者に対して今後どの様にしていくのかという問題も我々3市の行政の重要な役割であると私は思っております。そこで、リサイクルをどの様にしていくのか方針を伺いたいと思ひます。

次に、最終処分場についてお伺ひします。

当該地について、先ほどもありましたように開発行為が必要かどうか、また、近隣同意者が必要なかどうかを確認させていただきたいと思ひます。それから、計画地が変更になったが、まあ、色々な問題があつて、そこは、もう追求しませんが、それに伴う費用の変更が生じたはずであります。その費用は、どの様になったのか。また、その会計処理をどの様に捻出して処理していくのか。その点をどういう形で対応するのか。補正で行うのか、何で行うのかをお知らせさせていただきたいと思ひます。

次に、最終処分場についてですが、計画用地の面積が小さくなったのは承知のとおりです。先ほども、添付資料のとおり用地内の代替地変更に伴う用地の取得ということもござひます。そこで、お伺ひしたいのですが。当初、最終処分場用地にシャフト式によって焼却した焼却灰を最終処分地に設置する。それも密閉型で行うということで、当初、進んでいたと思ひますが、そうしますと容量が大分変わったと思ひます。面積が狭くなったのだから、何らかの方法を執らないと容量が確保できないと思ひますが、どの様に容量を確保していくのかお知らせさせていただきたいと思ひます。

次に、中継施設についてお伺いします。

前回の全員協議会の中で話が出ましたが、中継施設をどうするのかという答弁の中で、既存の旭市と匝瑳市の施設を再利用して中継施設を設置し、その後、中継施設から搬入する。いかしながら、平成 32 年度までに施設が完了した場合に、そこから既存施設への移行期間が約半年位かかるという報告を受けております。それについて、何らかの形で全員協議会をまた開いていただくべきであると思いますが、現段階で私が申し上げたいのは、600 台からなる 1 日のごみ処理車が、どの様にどういう搬出でその半年のタイムラグをどの様に埋めていくのか。これを早い段階で密接に計画を立てないと、やっぱり近隣住民に対する説明等、大きな問題になってもしようがないと思うんです。また、場合によっては 24 時間対応になるのかな。ただ収集が 24 時間と言っても都内ではありませんので、夜の収集はなかなか出来ない。かといって日没まで収集してその後、搬入ということも考えられますが、一部住宅地を通る訳でございますので、その辺どの様に考えているのか方針をお答えいただきたいと思います。

○議長（石上允康君） 苅谷議員の一般質問の途中ではありますが、暫時休憩いたします。ここで 10 分間休憩いたします。

午後 3 時 20 分 休 憩

午後 3 時 31 分 再 開

○議長（石上允康君） 休憩前に引き続き苅谷議員の一般質問に対する答弁を求めます。

管理者

○管理者（明智忠直君） 苅谷議員の一般質問にお答えしたいと思います。私の方からは、1 番目の焼却施設についての内、3 番目のアドバイザー業務の件と 5 番目のリサイクルの方針についてお答えをさせていただきたいと思います。

事業者選定委員会は、ごみ焼却施設の建設運営事業者を公平かつ適正に選定するために設置する組織であります。

具体的には、事業者を選定する際の基準や優秀提案者の選定などを協議する予定でありまして、その委員については、先ほどご質問がありました大学教授や廃棄物関係機関職員などの学識経験者と、管理者が認めるものとして各市の職員、今、考えているのは副市長クラスを考えているところでございます。委員の人数としては 7 名位、学識経験者が 4 名、管理者が認めるもの 3 名ということで選考して行きたいと思いま

す。前回の全員協議会で苅谷議員の方から質問がありまして、議員の中からでも良いのではないかという話もありましたが、事業者の選定ということで公平公正、それを議員の皆様方に議論していただくための諮問機関でありますので、諮問が出た上で議員さんには議論していただければと考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、リサイクルの方針についてであります。リサイクルの方針としては、資源化できるものは、全て再使用、再生利用などリサイクルを行い、資源化できないものだけをごみ処理施設で適正に処理する計画としております。現在、構成市において、それぞれ独自にリサイクル事業を実施しておりますが、広域化へ移行した際には、広域ごみ焼却施設に併設するマテリアルリサイクル推進施設において、リサイクル事業を実施する予定です。このため、各市で異なるリサイクルの対象品目や回収方法などについて、細部にわたり3市の間で協議を重ねているところです。リサイクルの対象品目としては、カン、ビン、ペットボトル、紙類、金属類などを予定しておりますし、カン、ペットボトルについては、収集されたものをマテリアルリサイクル推進施設において、圧縮梱包等の処理を行い資源化業者に引き渡すことを考えております。ビンについては、収集またはストックヤードに保管する際に色ごとに分別し、資源化業者に引き渡すことを予定しております。詳細につきましては事務局からご説明いたします。

以上です。

○議長（石上允康君） 事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 今のご質問でリサイクル業者への対応ということでございますが、現状といたしまして銚子市ではビン、ペットボトル、容器包装プラスチックの資源化を民間事業者へ委託しているところでございます。匝瑳市ほか2町衛生組合についても、ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチックの処理を委託しているところでございます。今回の計画における組合の方針といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の主旨に基づきまして、一般廃棄物の処理は、本来、市町村がその責任において実施すべき事業としていることから、組合でリサイクル施設を整備し、処理することといたしました。また、この方針につきましては平成25年度に、現在委託している事業者へ通知をしているところでございます。

続きまして、焼却施設建設事業に開発行為が必要となるのか、隣接者の同意は得ているのかとのご質問でございますが、広域ごみ焼却施設の計画地である銚子市野尻町

地区は非線引き都市計画区域でございます。通常、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合、県知事の許可を受ける必要がありますが、地方自治体が設置する一般廃棄物処理施設につきましては、都市計画法第29条第1項第3号及び同法施行令第21条の規定によりまして、公益上必要な建築物として、開発行為は適用除外とされているところでございます。従いまして、ごみ焼却施設の場合、開発許可の申請は要さない、また、当該手続き上必要な隣接地の地権者の同意についても不要ということでございます。しかしながら、当事業を円滑に進めるためには、隣接地権者の理解を得ることは必要であり、今後も適宜十分な説明に努めてまいりたいと考えております。なお、平成26年度に実施した用地測量業務の際、隣接地の地権者には計画地との敷地境界を確認していただいております。その際、隣接地権者に対しまして当事業についてご理解が得られるよう説明を行い、全員に立ち会っていただいております。

次に、ごみ焼却施設の用地の先行取得についてどう考えているのか、とのご質問でございますが、公共用地の取得に際しまして、地権者が譲渡所得に対する特別控除を受けるためには、用地買収に係る交渉を開始してから6か月以内に地権者と契約を締結しなければなりません。また、地元町内の施設建設に対する合意を得ていない状況では、土地を売れないとのご意見もございます。そのような中で、用地を早期に取得するということは、なかなか難しいものがございまして、今後は、先ずは地元町内の施設建設に対する基本的な合意が得られ次第、用地買収に係る地権者との本格的な交渉を進めてまいりたいと考えております。

次に、焼却施設の事業方式について住民から住民監査請求などの反対意見があった場合、どのように対応するのか、とのご質問でございますが、ごみ処理施設の建設、運営に係る事業方式の決定に当たりましては、民間活力導入可能性調査を実施したところでございます。この調査では、公設公営（直営）方式、公設公営（単年度委託）方式、公設・長期包括運営委託方式、公設民営（DBO）方式、民設民営（PFI）方式の5つの事業方式について比較検討を行いました。その結果、一番経済的に優れている公設民営（DBO）方式としたところでございます。今後、住民の皆様から事業方式に対し異議などが唱えられた場合には、事業方式の決定に至るまでの検討経過等を丁寧に説明し、ご理解を求めてまいりたいと考えております。

次に最終処分場の開発行為および隣接者の同意は得ているのか、とのご質問でござ

います。こちら先ほどのようなごみ焼却施設と同様に公益上必要な建築物として、開発行為は、適用除外とされているところでございます。また、住民の皆様の同意の関係でございしますが、現在、用地測量を実施しているところでございます。計画地内と隣接地の地権者に対しまして、土地境界の確認をお願いしているところでございます。特に隣接地の多くが農地として利用されていることから、地権者の方々には、当事業についてご理解が得られるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、最終処分場の計画地の変更に伴い必要となった経費はどの程度か、また、その予算はどの様に対応するのか、とのご質問でございしますが、最終処分場の計画地につきましては、当初予定していた計画地内に取得困難な土地があることが判明したため、計画地の一部を変更いたしました。この変更に伴い、基本計画等総合支援業務につきましては、約 450 万円の増額。一方、測量業務については約 110 万円の減額となり、合計約 340 万円の増額が生じております。実施済みの調査の一部で再調査が必要となり、結果的に約 340 万円の増額が生じたことは誠に申し訳ございませんでした。今後は十分に注意して事業を進めてまいりたいと考えております。

また、予算の対応でございしますが、基本計画等総合支援業務につきましては、約 450 万円、その内 27 年度予算として 280 万円ほどの増額、28 年度分として 165 万円の増額でございします。先ず 27 年度の増額につきましては、26 年度からの繰越予算が約 3,390 万円ほどございします。その執行残の中で対応させていただきたいと考えております。また、当初予算につきましては、165 万円を含めて計上したところでございします。

次に最終処分場の計画地の面積が小さくなったが、必要な容量を確保できるのか、とのご質問でございしますが、この面積につきましては、変更前と比べ、約 1 万平方メートル小さくなりましたが、処分場の深さを当初の計画よりも深くすることで、処分場本体として必要な容量約 4 万立方メートルを確保することは可能であると考えております。現在、最終処分場に必要な付帯施設の配置などを含めて、より詳細に検討しているところでございします。

次に、中継施設についてでございします。中継施設を整備することで広域ごみ処理施設への搬入車両台数が、どの程度になると見込んでいるのかにつきましては、平成 24 年度に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画における各市のごみ処理施設への搬入車両台数を単純に合計しますと 1 日当たり 633 台でございします。3 市に中継施設を

設置し、大型車両に積み替えることで、広域ごみ処理施設への1日当たりの搬入車両台数を、約150台程度に低減することができると見込んでおります。なお、中継施設につきましては、広域化後、一部を改造し利用する計画でございます。中継施設が完成するまでは、ステーションごみの収集車両や許可業者の車両は、直接、広域ごみ処理施設へ搬入することを考えております。しかし、市民や個人の事業者が搬入する少量のごみについては、中継施設内に大型パッカー車等を置き、そちらに搬入していただくことで、広域ごみ処理施設への搬入車両台数を一定程度、抑制できると見込んでいます。以上でございます。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） それでは、一問一答に入らせていただきます。

先ず、焼却施設についてですけれども、近隣同意は必要ない、開発行為についても申請の必要はない、しかしながら、近隣住民には十分理解。まあ、住民説明会とは別にきちっとした形で日誌を作っていて何時いってどうだ、と言うことで方針的には反対をいただいているというところまできちっと明記していただきたいと思えます。その辺は十分留意してください。

そこで一つ確認したいのですが、今回、両方とも起伏のある土地です。起伏のある土地で隣接地との高低差があった場合、例えば最終処分場ですと今、深くするということですが、先ほどの高低差が約20メートルある訳です、神社の所、交換してくれと言った。その先も谷になっていると思うんですよ。この図面でいくと、こちらの地交換した所、在りますよね。緑の部分と赤い部分の隣接が高低差が谷ですよ。この場合、隣地との計画というのは擁壁になるのでしょ。それを確認させてください。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 最終処分場につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、深くするということがピット方式といいまして、擁壁ができるようになろうかと思えます。隣接につきましては、施設の端から隣接地まで10メートル幅をとることとなっておりますので、直接、隣接地との境界に擁壁ができるものではないと思えます。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） じゃあこういう事ですね。こういう窪地があったとします。ここが境界だったとします。そしたら、ここから10メートルセットバックして、仮に

擁壁を造る場合は、この様に造る。そう言う解釈でいいですか。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） はい。そう言う解釈で結構でございます。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 今回、ここに擁壁を造った場合、これは施設ですから民地に対する日影の問題があるんですよね。隣地が例えば田畑だった場合に日影問題があつて、作物不良があるから補償してくれと言うこともあり得なくないですよ。10メートルでは、おそらく20メートルの擁壁を造ったら、まあ、20メートルとは限りませんが、10メートル弱の擁壁であったとしても陰の問題が出て来ると思うんですよ。その辺は考慮しているんですか、境界に対して。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 最終処分場の方は、丁度ここが斜面になっていますので、そこから、ピットを上げたとしても恐らく陰はさほどかからないのではと考えておりますが、詳細につきましては、設計を進めて行く中で順次検討させていただきます。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） この図面を見るとね。図面は上が北と決まっているんですよ。等高線見ると、緑の線と赤い線のところは北東になる訳ですよ。北北東に、と言うことは、陰になるんですよ。神社だから、交換してくれればいいよと言ってきて、日影も関係ないよと言ってくれればそれでいいんだけど、その辺も少し配慮した方が良いでしょうね。後で問題が出て来ても困るので、十分注意していただきたいと思います。これは、焼却場にも言えることだと思います。私、焼却場の等高図がどうなっているか、持ってないので言えないが、全部10メートルセットバックするならいいんですが、境界の10メートルの管理も大変ですよ。今後、施設を設置したときに、草刈り等して行かなければならない。施設がある以上は。その辺もどの様にしていくのかも検討してもらいたいと思いますので、これは答弁結構です。

それから、先ほど1町内が負担金を貰ってくれたと言う報告がありました。それは、管理者の挨拶の時に報告していただきたいと思います。皆、心配している訳ですから、それは事務局の方で今後の手配をお願いします。

先ほど選定委員会のことについて管理者から答弁いただきました。まあ、前向きな答弁と受け止めております。まあ、議員が入ると公平公正ではないと解釈されるものなのかどうかは別としまして、問題なのはメンバーですね。これは十分配慮していた

だきたいと思います。まあ、前は失敗とはっきり言わしていただきますが、かみ合いがよろしくなかったと私は思っている訳であります。そこで議員が入らないにしても、DBOを含めてかなり専門知識がないと解らないと思うんですよ。失礼な言い方ですが、そういう事を行っている市町村があったらその担当の方を1人お願いするのが良いのではないかと思っている訳です。その辺は経費を払ってでも実績のある人。業者、議員が公正公平でなければ、業者も公平公正ではないですよ。業者は皆繋がっていますから、気を付けてください。そういう事が無いように、色々な問題がありますので、そういう事も含めて選定委員に関しては十分配慮していただきたい。

それから、管理者にお願いしたいんですが、何時も後報告なんですよね。例えば選定委員が決まりました。第1回を開きました。開いた内容を議会に持ってきて、こういう事で選定委員会を設置して、この人がなって、こういう方向です。ではなくて、選定委員が決まった段階で議会に報告してもらいたいと思っております。今まで全部、言葉は悪いんですが、後だしジャンケンの様になっていて、どんどん後から後からの報告になっているので、事前に決まった段階。まあ、正副管理者で決めると思っています。

3市から選りすぐりの方を出していただければと思います。その辺事前通告はしていただけるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（石上允康君） 管理者

○管理者（明智忠直君） 色々、苅谷議員から指摘がありまして最初の検討委員会から始まって、一般市民の公平性を優先した訳でございますが、只今のご意見を参考にさせていただきます選定委員会の委員を決めて行きたいと考えております。今、考えているところでは、学識経験者ということで大学教授2人位、廃棄物の関係機関の職員を2人位、各市から副市長クラスを考えておりますが、人選につきましてはこれからですが、専門的な知識のある方々を選定して行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 是非、前向きな姿勢でお願いします。先ほど言いました様に選定委員にしないながらも、DBOを採用している市町村の方を一度呼んで講師をしていただくとか、そういう事は絶対していただきたい。経験のない人が語っても解らないと思うんですよ。そこだけは譲れないので、是非、検討していただき正副管理者のもとで決めていただきたいと思っております。

それでですね、今後検討員会で決めて行く内容ですけども、前回はそうでした。シヤフト式の件に関しては、議会に一部諮ろうかと思ったけども最終的には正副管理者

で決めたという経緯がございます。その方針を事前に決めていただきたいと思います。どの様に決定していくのか。まずは検討委員会で行う、その上で議会に報告し、議会の意見を聴取した上でもう一度委員会に戻して最終的に管理者が決める。と言うことであれば、私らも問題なく賛同できると思っております。その辺、どういう体制で行くか、決まってないなら決まってないで結構です。ご答弁いただきたい。今後、そういうふうに対応したいという事であれば対応したという前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石上允康君） 管理者

○管理者（明智忠直君） 苅谷議員から意見がありました様に、そう言う方向で、今回は失敗を繰り返さない様に行っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 焼却場については、以上にしたいと思っております。次にリサイクルについて一点確認したいのですが、先ほど平成 25 年に民間業者に通知したと、局長が言ったが通知内容はどのような内容なのか。今、無ければ後で見せてもらえればいいんだけど、どうも民間業者との意見の食い違いと理解の相違があるように思えてならないんですよ。仕事無くしてしまったら、従事している人が結構いるんだから、簡単に済む問題ではないんで内容を見させてもらって、今後またどの様な形を検討していくのか論議したいと思っておりますので、誰か答えてください。

○議長（石上允康君） 事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 今、手元に資料がございませんので後ほど、先ほどの規約等と合わせて全議員の皆様にお配りさせていただきます。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 最終処分場についてお伺いします。先ほど経理処理において 350 万円ほど不足が出て、これね、後で纏めてもらいたいんだけど、繰越繰越なんだよな、予算が。ガチャガチャ。はっきり言って。そこで、今回繰越しましたと言ったんだけど、25 年度から繰り越しているから、我々訳が分からなくなっている。その都度、前の議会の資料を持って来る訳に行かないので、どの様に繰越になっているか一回、纏めてください。

それから、先ほど最終処分場の面積が小さくなるので深くするということだが、どの位の深さになるのか。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 当初は 8 メートル程度を考えていたが、それが 10 メ

一トル位になるのではないかと考えております。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） 御存じのように深くすれば建設コストも掛かるし、下の地盤の処理と耐荷重の問題が出てきます。それは私、専門的なんでも言わせていただくと、それによる総合的なコスト。まあ土地は大金するものではないが、建設コストという問題があります。その辺を早く集計してください。早期にですね。変更になった画がまだ出来ていないんでしょ。この答弁内容だと画が出来ていないと思うんだよね。イラストが。それは何時頃出来るのですか。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 年度内に基本計画を纏める予定でございますので、年度内には纏まると思います。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） もう一つ言えることは、最終処分場に対して我々議員が現地視察を行ってないはずで、焼却場については、現地視察させていただきました。現地の協議会も立ち上がっている以上は、我々議員が野尻の焼却施設建設用地から運搬経路をたどって、この位置に計画していますよということを、我々東広議員に説明していただかなければならない時期だと思っております。その点、どうされるのか。経費は掛からないと思いますのでご答弁をお願いします。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 後日、日程等を調整させていただき検討させていただきますと思います。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） 議長と話をさせていただいて、地元でございますので越川市長も含めて調整して、我々議員に説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、中継施設についてお伺いします。先ほどの答弁だと3施設を造って150台に集約できると仰ってます。私が言いたいのは半年のタイムロスはどうするか。これが一番重要なんですよね。仮に許されるのであれば、許されないと思うんだけど中間処理場を造るのはダメだよな。積替えをするのは法令違反だよな。それを確認いたします。施設が無いのに積替えをする。簡単に言うと施設が出来るまでに仮設で積替えすることが可能かどうかを検討すべきだと思うんですよ。収集運搬許可業務から言うと中間施設になってしまうのかな。それがちょっと疑問なんですけど。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 今、考えているのは既存の施設にパッカー車を置き、一般市民の直接搬入等の少量の物は、直接パッカー車に入れていただければ、その分直接搬入の台数を減らすことができますので、そういった様な方法が出来ないかと言うことで、今後、法令的に問題が無いか検討して行きたいと思えます。それでも当初は増えることが予想されますので、地元の方に、最初の1年間は増えるということも含めて、お願いして行きたいと考えております。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） 課長。恐らく現実味をおびた話になっていない。申し訳ないけど。今、言ったのは最終処分場に持ってきた植木のゴミなどをその場でパッカー車に入れちゃうと言う意味合いだよ。一番ゴミが多いのは小さいパッカー車4トン車並びに2トン車で持ってきたゴミをサイロに入れる訳だ、サイロに入れたものをクレーンで吊っている。視察した横浜市の中継施設では、上から落としたものを経路を通過して下にある大型のパッカー車に積める。あれの簡易的なものが何処かで、例えばサイロからパッカー車に積替え出来ないのかな。何れにしても、幾ら減らしても600台が300台になるとはあり得ないと思うんだよね。もう少し現実味のある話をしてもらわないとまずいと思えますよ。それは早急に各市の担当課と施設整備課で検討してもらわないと。早急にやっても4カ月はかかると思うんですよ。まあ、場所が場所だけに夜間工事も取ったとしても、それを検討してもらいたい。

もう一つ管理者・副管理者に聞きたいのですが、今度の運搬業務は、どういう形で委託するのか。1社へ委託という訳にはいかないでしょ。よくあるのは、入札の様にやって地域割にしているのかな。千葉市等は。パッカー車の大型で運搬するのは、DBOの中でやるのか、それとも大型についても民間委託するのか、収集運搬について民間委託するのか、まだ、検討してないのではないか。

○議長（石上允康君） 施設整備課長

○施設整備課長（鴨作勝也君） 中継施設から焼却場あるいは焼却場から最終処分場までにつきましては、組合の業務範囲になります。その部分を委託するのか直営で行うのかにつきましては、今後、検討してまいります。

○議長（石上允康君） 荻谷議員

○8番（荻谷進一君） 結局、委託でしょ。全部委託業務になっているから。課長が言ったのは違うよ。施設でやることはあり得ない。運営から全部委託でしょ。だから、それをどの様に切り離すかは精査してないということですよ。だから、これも恐らく

民間業者が何社かあると思うんです。その問題に波及してくるから早めに考えなければいけないのではないかと。まだ、担当課も考えていない、私が恐らく初めて言ったのではないかと。それを含めた中継施設の運営をどうするのか。中継施設を本体と同じ会社に運営委託するのかなど、そこまで掘り下げてないと思うんだよね。それを早くやらないとまずい。業務分けをきちっとした上で、ここはどの様にするかということをやっても良いと思うんですよ。そこで、最後に申し上げたいのは、全体を含めた焼却施設、最終処分場、中継施設の全体行程を早く作ってくださいよ。各首長もそれを持っていけば、何時までにこれを決めなければならない。平成32年までと決まっている、逆算した行程表作ればいいじゃないですか。それを我々にも配ってもらえれば、我々も何時頃までにこれを決めなければならないんだ。我々も張り詰めて協力して行かなければならないと思っているんですよ。その行程表がまだ出てこない。先ほどの代替地、神社の総代の話なども含めて何時までに用地を取得しなければならない。逆算して決めちゃってくださいよ。決めてずれてもずれるものはしょうがないけども、ここだけは絶対譲れないという平成32年度中というのがある訳ですよ。それに合わせた逆行程を全部作ってください。

○議長（石上允康君） 事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 中継施設の整備でございますが、構成3市全てに設置し、その建物については組合が管理し工事を行うこととなります。収集運搬につきましては、ゴミステーションから中継施設までは、市の方で対応していただきたいということで話を進めているところでございます。中継施設から焼却施設までは組合で対応するという分担を考えております。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

○8番（苅谷進一君） 災害特交は、最終処分場は使えないんでしょ。中継施設は各市がやるから対象にならないという事ですよ。

○議長（石上允康君） 事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 中継施設の整備に関しましては、工事が33年度になろうかと思っております。32年度までという期限に間に合わないということでございます。

○議長（石上允康君） 苅谷議員

了解しますけども、各市の負担がどの位になるか各議会に報告してもらった方が良いと思うんですよ。後の予算とは言っても財政的に厳しくなってくるから、よろしくお願ひします。

最後に、用地買収の期限も入れた全ての行程表を作ってもらえるのか、最終的な答

弁をお願いします。

○議長（石上允康君） 事務局長

○事務局長（鈴木浩昌君） 以前お配りしましたスケジュール表を細分化しまして、極力細かいものを、次の全協に向けて出していきたいと思いを。

○議長（石上允康君） 荻谷議員の一般質問を終わります。

以上で通告のありました一般質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

討論、採決

○議長（石上允康君） 日程第 9、議案に対する討論、採決を行います。

お諮りいたします。

この際、議案第 1 号から議案第 15 号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いをしますが、これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石上允康君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 2 号平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 3 号平成 28 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号平成27年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号東総地区広域市町村圏事務組合暴力団排除条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号東総地区広域市町村圏事務組合法務嘱託員の任用等に関する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号東総地区広域市町村圏事務組合廃棄物減量等推進審議会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（石上允康君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号東総地区広域市町村圏事務組合ごみ焼却施設建設運営事業者選

定委員会条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号東総地区広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり承認されました。

○議長(石上允康君) ここで暫時休憩いたします。

午後4時21分 休 憩

午後4時23分 再 開

○議長(石上允康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、管理者から追加議案として、議案第16号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上1件の送付があり、これを受理しました。

よって、この際、追加議案1件について本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) ご異議なしと認めます。

よって、追加議案1件について、本日の日程に追加し議題とすることに決しました。追加議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 議案の上程

○議長（石上允康君） 追加日程第1 議案の上程。

議案第16号を上程し、議題とします。

追加日程第2 提案理由の説明

○議長（石上允康君） 追加日程第2 提案理由の説明。

管理者から、議案第16号について、提案理由の説明をもとめます。

○議長（石上允康君） 管理者。

○管理者（明智忠直君） 追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第16号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、であります。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、事務局より内容説明いたしますので慎重なご審議の上、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石上允康君） 提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案第16号について 補足説明をさせます。

○議長（石上允康君） 事務局長。

○事務局長（鈴木浩昌君） 議案第16号について、補足してご説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴いまして、東総地区広域市町村圏事務組合職員の勤務時間等に関する条例、職員の休日及び休暇に関する条例、職員の給与に関する条例、職員等の旅費に関する条例について、各条例の第1条中の引用条項にずれが生じたため、改正を行うものでございます。

○議長（石上允康君） 議案第16号の 補足説明は終わりました。

追加日程第3 議案質疑

○議長（石上允康君） 追加日程第3 議案質疑。

これより、議案第16号を議題とし、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

- 議長（石上允康君） 荻谷議員
- 8番（荻谷進一君） 前回改正したのは何時か。
- 事務局長（鈴木浩昌君） 手元に資料がございません申し訳ございません。
- 8番（荻谷進一君） 旭市さんの場合は、聞きなれたことかもしれませんが、匝瑳市も無いにしても、一番上の大項目の地方独立行政法人という耳慣れない言葉なんです。東広議会に独法のこと初めて出たんですよね。
- 議長（石上允康君） 事務局長
- 事務局長（鈴木浩昌君） 今回、国の方で地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律と一括で謳っているところでございます。
- 議長（石上允康君） 荻谷議員
- 8番（荻谷進一君） と言うことは、主体から違っている訳でしょ。新旧対照表は解るんだけど、一番上に地方独立法人と言う文言が、恐らく東広の中には無かったと思うんですよ。言っている意味は分かるんだけど東広では初めて地方独立法人という言葉が入ってきたと言うことを確認したいがために言っている訳です。今まで独法のこととは、当組合には出てこなかったから違うでしょ。本来なら新旧というものの元の主体自体が無いんだよ。分ります。
- 議長（石上允康君） 荻谷議員の再々質問に対する答弁を求めます。
事務局長
- 事務局長（鈴木浩昌君） 今回の改正はあくまでも地方公務員法の改正を受けた組合条例の改正でございます。国が一括して一部を改正する法律という表現を使っていることから、この様な法律名を併せた条例の改正ということになりました。よろしくお願いたします。
- 議長（石上允康君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（石上允康君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

追加日程第4 討論、採決

- 議長（石上允康君） 追加日程第4 討論、採決。
議案第16号に対する討論、採決を行います。
お諮りいたします。議案第16号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石上允康君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第16号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(石上允康君) 挙手全員あります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長(石上允康君) 本日の議事日程は、すべて議了いたしました。

これにて、平成28年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を、閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後4時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 石上允康

議員 釜谷藤男

議員 平野忠作